

CONTENTS

- 1 | 子育て
- 2 | 子育て
医療・介護
年金
- 3 | 働く環境
- 4 | 税制
障害者の自立
お知らせ

民主党だからできたこと 実現した政策 (Vol.1)

2009年の政権交代以降、民主党政権が実現させてきた政策や取り組みの一部をご紹介します。内容はプレス民主287、289号に掲載されたものです。



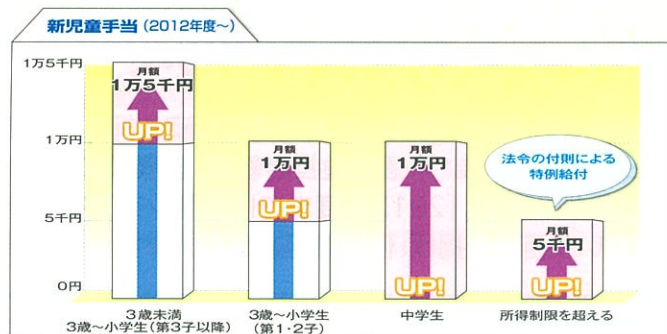
子育て

子ども手当を経て新児童手当を創設しました

これまでの児童手当と比べ、支給されていなかった中学生にまで対象を広げました。

また、支給額も年齢ごとに5千円～1万円アップし、児童養護施設の児童などを含め、すべての子どもたちを支援できるように改善しました。

旧児童手当と新児童手当の給付額の比較



待機児童の解消を目指して 保育所等拡充、定員増を実現

政権交代後、2010年1月に閣議決定した計画に基づき、14年度までに保育の受け皿を246万人にすることを目標とし、保育サービスの定員を全国で10年度約3万人、11年度約5万人増員。待機児童の解消に向け、保育所や家庭的保育を拡充しています。また、12年8月には、子ども・子育て支援関連3法を成立させました。

保育の受け皿を大幅に拡充

(対前年度比保育サービス定員増)

2010年度(政権交代直後)	2.6万人増
2011年度(民主党政権2年目)	4.6万人増
今後2014年度までに	総数246万人



子どもたちの安全確保へ 小中学校の耐震化を加速

子どもたちが1日の大半を過ごし、緊急時には地域の避難場所ともなる学校施設の耐震化を積極的に進め、政権交代前は67%だった耐震化率を2012年度中に約90%にします。防災機能の強化、老朽対策も推進しています。

東日本大震災を受け
耐震化をさらに加速

2009年4月時点
67%
↓
2012年度予算執行後
90%

妊娠・出産時に家計を助ける 出産一時金の引き上げを継続

妊娠・出産は健康保険が使えないので家計への負担は大きい。そんなとき助けとなるのが出産費用として一定額が支払われる「出産育児一時金」です。38万円から42万円に引き上げ、その額を継続しています。

42万円にUP
↑
38万円



妊婦健診の公費負担継続 不妊治療の助成を拡充

妊婦の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため、必要な回数の妊婦健診を受けられるようにする妊婦健診の公費負担を継続するとともに、不妊治療への助成を拡充しました。



一人ひとりに目が届く教育の 実現に向けて教育体制を充実

一人ひとりの子どもに目が届く細やかな指導を行うために、民主党政権では小学校1、2年生の35人学級を実現。また、希望するほぼすべての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの悩みに応えています。



35人学級
実現!

高校実質無償化で 中退者が減少

公立高校では授業料無償化、私立高校では授業料の一定額助成制度がスタート。これにより経済的理由による高校中退者数が年々大きく減少。学びたい高校生が学び続けられる環境が整っています。

高校中退者数

2008年度 2208人
2009年度 1647人
2010年度 1043人

生活保護の母子加算を復活・継続 しています

自公政権下で廃止された生活保護の母子加算を政権交代後の2009年12月に復活。18歳以下の子どもを持つ母子家庭を対象に、1人目の子どもに月額約2万3千円程度(都市部の場合)、2人目以降は1人あたり800円から月千数百円程度を保護基準額に加算しています。





子育て

児童扶養手当を父子家庭にも拡大しました

母子家庭の子育て負担の軽減のために支給される児童扶養手当を2010年に法改正し、父子家庭にも支給を拡大しました。これによりリストラなどに悩む父子家庭などをサポートできるようにしました。



大学授業料減免・奨学金制度の充実で学生支援

民主党政権では大学授業料の減免者の比率を30年ぶりに引き上げ、2012年度は約10万4千人に拡大。また、奨学金貸与人員を19万人増加(09年度比)、特に無利子奨学金を4万人(09年度比、12%増)も拡充しています。

奨学金貸与人員の推移(2012年度予算)



※上表には、平成17年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業交付金は含まない。
※計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。



医療・介護

診療報酬2回連続プラス改定 十分な医療体制を整備

自公政権が続けてきた社会保障費毎年度2200億円の削減方針を撤回。診療報酬を2010年度に10年ぶりにプラス改定し、12年度もプラス改定したことで病院等の経営、医師や看護師等の勤務条件、医師や病院不足などが改善しました。

診療報酬改定	増減率
2000年	+0.2%
02年	▲2.7%
04年	▲1.0%
06年	▲3.16%
08年	▲0.82%
10年	+0.19%
12年	+0.004%

肝炎対策を拡充

肝炎対策基本法が2009年11月30日に参院で可決・成立。これにより肝炎医療費の自己負担限度額を原則1カ月あたり1万円に引き下げ、希望者が無料検診を受けられるようにし、医療費助成の対象に核酸アナログ製剤治療を追加しました。

また、B型肝炎特別措置法が2011年12月9日、参院で可決・成立。1948年から88年までに集団予防接種等の際の注射器の使い回しが原因で感染したB型肝炎患者を対象に給付金を支払うことにしました。

24時間対応の訪問介護・看護スタート

住みなれた地域で生活できる介護の実現を目指し、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービスを創設。ヘルパーなどの人材確保につながるよう、2012年度の介護報酬改定で1.2%引き上げました。

医療先進国並み医師数確保へ 医師不足解消の取り組み強化

小児科、産科、外科等を中心とする医師不足解消に向け、医学部の定員を増員。自公政権下の2008年度に7793人だった定員を、2010年度8846人、11年度8923人、12年度8991人と増やしています。

ジェネリック医薬品の使用 促進で患者の負担を軽減へ

ジェネリック(後発)医薬品は開発費用が安く抑えられることから薬価が安くなり、患者負担の軽減、医療保険財政の改善へと繋がります。「2012年度までに数量シェアを30%以上に」という目標を掲げ、使用を促進しています。



国民を感染症から守るため ワクチンの公費助成を実現

国民の健康を守り、安心を確立するために、子宮頸がん予防ワクチンやヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種を、2012年度末まではほぼ自己負担なく受けられるようにしました。

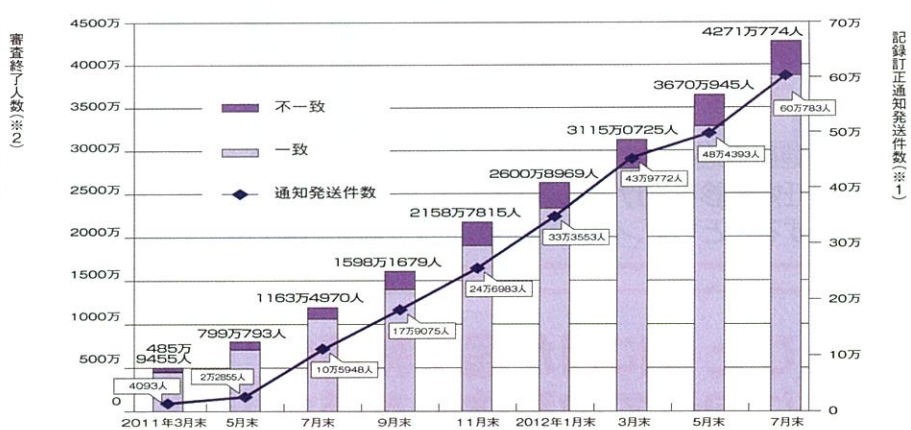


年金

1300万人の年金記録を回復

約5千万件の消えた年金記録について、「ねんきん特別便」などにより1600万件以上の記録を統合し、1300万人1.6兆円の年金記録を取り戻しました。また紙台帳とコンピュータ記録の全件照合(約7900万人分)を開始し、2013年度に全件終了予定。12年5月末現在で受給者の記録のうち70%を終了。11年2月から、自分の年金記録(加入期間・未加入期間)をインターネットで確認できる「ねんきんネット」の運用を開始しました。

消えた・消された年金問題 紙台帳類とコンピュータ記録の突き合わせの進捗状況 出典:厚生労働省HP



※1 記録判明ケース(突き合わせの過程で本人の新たな記録が発見された場合)については、記録訂正通知発送に先立ち、記録判明通知(2012年5月現在4万6110件)を送付している。
※2 審査結果の人数については、年金の種類毎に把握していることから、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。



働く環境

パート、派遣など有期労働契約者の不安を取り除く法改正

約1200万人と推計される1年、6カ月といった期間の定めのある労働契約で働く人は、有期雇用契約の下で生じる雇止め不安、有期労働契約であることを理由とした不合理な労働条件の解消が課題となっていました。民主党政権下で政府は有期労働契約に関するルールを規定する労働契約法改正案を提出し、12年8月に成立。改正法により①無期労働契約への転換(有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換できる)②「雇止め法理」の法定化(最高裁判例で確立した「雇止め法理」の規定が盛り込まれ、適用範囲である場合は使用者による雇止めが認められない)③不合理な労働条件の禁止(有期労働契約者と無期労働契約労働者の間で、期間の定めのあることによる不合理な労働条件の相違を設けることの禁止)——を規定しました。

■改正法の3つのルール

- ①有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換
- ②有期労働契約の更新等の際、「雇止め法理」の法制化
- ③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止



無年金・無収入をなくすため高齢者等雇用安定法を改正

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が2013年4月から引き上げられますが、従来の制度では60歳定年以降、継続雇用を希望した場合でも雇用が継続されず、年金の支給もない状況になる可能性があります。

そこで高齢者等雇用安定法を12年8月に改正、13年4月1日から施行されます。

新しいセーフティネットとして「求職者支援制度」を創設

雇用保険受給期間終了後など、失業して雇用保険を受給していない求職者のセーフティネットといえればこれまでは生活保護しかなかったため、民主党政権は求職者支援法を制定し、制度を2011年10月からスタートさせました。雇用保険を受給できない求職者等を対象に無料の職業訓練の機会を提供するとともに、一定の要件を満たす場合は月10万円程度を給付し、訓練期間中はハローワークが一貫して就職支援を行います。制度開始から12年8月末までに約9万4千人が受講し、受講後の就職率は70%程度(12年6月速報値)となっています。

2011年度中に開始した求職者支援訓練^(※)の修了者等の就職状況(訓練終了3カ月後)

	コース数	①修了者 +就職理由 中退者の数	②公共職業訓練 受講中又は 受講決定 (基礎コースのみ)	③就職者数	各コースの就職率 基礎:③÷(①-②) 実践:③÷①
基礎コース	74コース	744人	27人	500人	69.7%
実践コース	169コース	1,891人	-	1,358人	71.8%

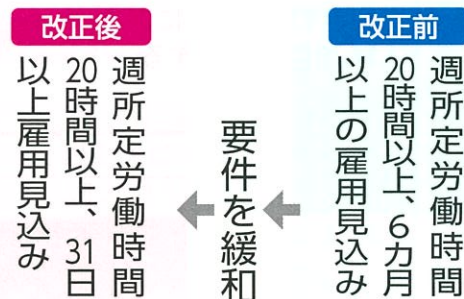
※2012年1月末までに終了したコースについて2012年6月20日時点の速報値。

戸別所得補償制度の創設で農業を再生

食と地域の再生に向け、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたね等を生産し所要の要件を満たす販売農家・集落営農に対して、販売価格と生産費の差額を交付する農業者戸別所得補償制度を実現しました。

非正規労働者221万人に新たに雇用保険の適用拡大

民主党政権は、すべての労働者を雇用保険の被保険者とすることを掲げ、2010年の雇用保険法改正により、雇用保険の適用基準をこれまでの週所定労働時間20時間以上の非正規労働者について「6カ月以上の雇用見込み」から、「31日以上雇用見込み」に緩和。これにより新たに約221万人に雇用保険が適用されました。また、事業主の未届けで雇用保険未加入となった場合にさかのぼって加入できる期間はこれまで2年間でしたが、雇用保険料が天引きされていたことが明らかである場合は2年を超えてさかのぼれるようになりました。



新たに約221万人に雇用保険が適用

派遣労働者の雇用環境を改善「日雇い派遣」の原則禁止

日雇い派遣、偽装請負、派遣切りなど、労働者派遣をめぐる不安定雇用、劣悪な労働環境、使用者責任のあいまいさ等の問題が顕在化したため、2010年に労働者派遣法改正案を提出し、修正を経て12年3月に成立。

これにより「日雇い派遣(日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止」「派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮」「重大な派遣法違反があった場合の直接雇用みなし制度(派遣労働者の受け入れ先が違法行為であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合、その時点で派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込みをしたものと見なす制度)の創設」などの規定が盛り込まれ、派遣労働者の保護と雇用の安定を前進させました。

登録型派遣、製造業務派遣等の在り方については、引き続き検討することとなっています。

■労働者派遣法改正の主なポイント

- ①インターネット等により派遣会社のマージン率や教育訓練状況などを確認できるようになった。
- ②派遣会社は必ず派遣労働者に対し待遇に関する事項の説明をするようになった。
- ③派遣労働者の賃金を決定する際、派遣先の社員との均衡(賃金水準)が配慮されるようになった。
- ④有期の派遣労働者(雇用期間が通算1年以上)の希望に応じ、有期雇用から期間の定めのない雇用への転換が進められるようになった。
- ⑤日雇い派遣は雇用期間が30日以下の労働契約のときは認められなくなった。
- ⑥離職後1年以内に派遣労働者として元の勤務先に派遣されることは禁止されるようになった。



税制

公平で透明性の高い税制へ 租特を透明化、廃止・縮減

効果が十分明らかでないにも関わらず特定分野で税負担を軽減する租税特別措置等は、特定業界との癒着につながりやすいと長年指摘されてきました。その適用実態を明らかにして効果を検証できるようにする「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律(租特透明化法)」を2010年3月に成立させました。最初の報告書は13年に提出されますが、政権交代以降、のべ517項目(国税・地方税含む)を対象に、135項目を廃止、のべ116項目を縮減する等、見直してきました。

租税特別措置等

135が廃止
116が縮減

新たな雇用につながる 法人税の特別税額控除を創設

新たな雇用創出につながるよう、雇用促進税制を新設。前年度から従業員が10%以上かつ5人以上(中小企業では2人以上)増加した場合、20万円×増加人数を法人税から特別税額控除できる制度で、2011～13年度に適用されます。

「新しい公共」推進の一環として 寄付税制の見直しでNPOを支援

2011年度税制改正で、認定NPOとなるための基準を緩和するとともに、寄付した人について、所得税額の25%を限度として、所得税は寄付金額から2千円を引いた額の40%(住民税は10%)の税額控除をできるようにする等、寄付金税制を大幅拡充することで寄付を促進し、NPOを支援しています。

新しい公共
寄付をしやすく!



障害者の自立

障害者虐待の防止、早期発見へ 国や国民の責務を定める

これまで障害者への虐待を防止し、障害者等の尊厳を守るための法律が求められていました。民主党では政権交代の成果である「障がい者制度改革推進会議」の第1次意見も踏まえ、各党との協議を重ねた結果、2011年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を議員立法として成立させました。養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見等に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援措置、養護者に対する支援措置等を規定しました。

障害者の差別禁止強化へ 障害者基本法を改正

国連総会で採択された教育や就職などあらゆる機会における障害者差別を禁じた「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、民主党政権では国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革に向け、2009年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」をまとめ、閣議決定に至りました。それを踏まえて政府は「障害者基本法の一部を改正する法律案」を提出し、一部修正のうえ11年7月に成立しました。

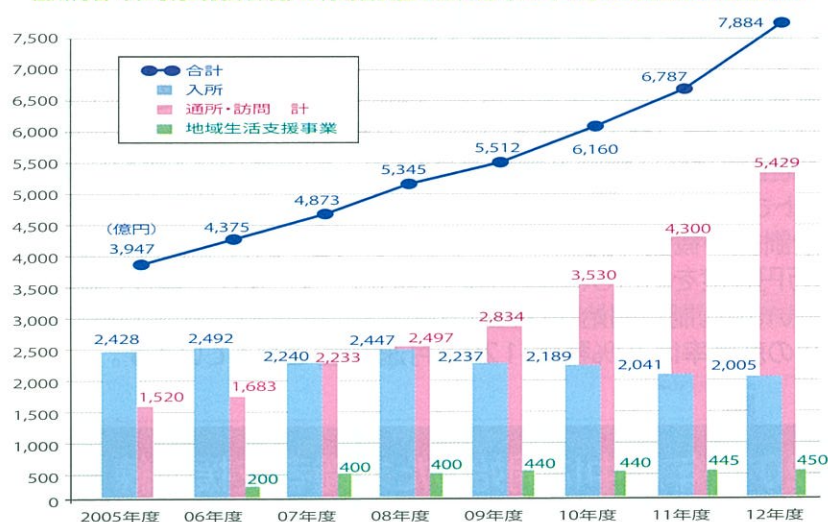
地域における共生の実現へ 障害福祉施策を講じる

民主党は、障害者等が当たり前地域で暮らせる社会を目指し、政権交代後から障害福祉施策の充実に取り組んできました。2010年4月から低所得者の障害福祉サービス等の利用者負担を無料化。同年12月に、利用者負担を応能負担とする議員立法が成立。12年の通常国会で、障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」をなくすために障害者の範囲に難病等を加えた障害者総合支援法を成立させました。

また、同じく12年の通常国会で障害者優先調達推進法を議員立法として成立させました。障害者の就業を促進し、障害者就労施設等の受注機会を拡大するために、行政機関による障害者就労施設等からの物品調達を促進するとともに、公契約において障害者の法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮すること等を定めました。

障害福祉サービス(入所、通所・訪問別等) 予算額の推移

- ◆予算は義務的経費化により着実に増加(2005年度の予算額の2倍)
- ◆政権交代後、障害福祉サービス予算額の自然増分を確保
- ◆2010年4月からは実質的な応能負担として、低所得者(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化(12年4月から法律上も応能負担)



お知らせ

民主党ホームページ
<http://www.dpj.or.jp/>

民主党facebook
<http://www.facebook.com/minshuto>

スマートフォン用サイト
PC用サイトのフッター上部に
リンクが表示されます。

民主党twitter 公式アカウント @dpjnews
<http://twitter.com/dpjnews>

民主党モバイル(携帯電話に対応)
<http://www.dpj.or.jp/m/>

「プレス民主」電子版も準備中